

東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について
(中間報告)

目次

はじめに.....	3
第1 東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況.....	4
1 犬の個体数推計.....	4
(1) 犬の登録頭数.....	4
(2) 飼育実態調査結果から推計した犬の個体数等.....	4
2 飼育実態調査から推計した猫の個体数等.....	5
3 動物の入手先.....	8
4 動物による危害発生と苦情.....	10
5 飼育動物を飼えなくなった場合の準備.....	12
6 動物の捕獲・収容、引取り.....	12
7 動物の返還、譲渡、致死処分.....	13
8 動物取扱業に関する状況.....	16
(1) 第一種動物取扱業の登録数.....	16
(2) 第二種動物取扱業の届出数.....	17
(3) 動物取扱業に対する監視指導.....	17
9 動物由来感染症の発生状況.....	18
10 狂犬病予防注射接種率.....	19
11 災害時に備えた対策.....	20
12 動物愛護管理施策に関する都政への要望.....	22
第2 動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況.....	23
1 動物の適正飼養の啓発と徹底.....	24
(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化（施策1）.....	24
(2) 犬・猫の適正飼養の徹底（施策2）.....	24
(3) 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備（施策3）... ..	25
(4) 多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携（施策4）.....	25
(5) 動物の遺棄・虐待防止に関する対策（施策5）.....	25
(6) 地域における適正飼養の推進のための人材育成（施策6）.....	26
(7) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援（施策7）... ..	26
2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進.....	26
(1) 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及（施策8）.....	26
(2) 動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理（施策9）.....	27
(3) 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり（施策10）.....	27
3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進.....	28
(1) 動物取扱業への監視強化（施策11）.....	28
(2) 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進（施策12）.....	29

(3) 特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底（施策 13）	29
(4) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応（施策 14）	29
4 動物由来感染症・災害時への対応強化	30
(1) 動物由来感染症への対応強化（施策 15）	30
(2) 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化（施策 16）	30
第3 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方	32
1 動物の適正飼養の啓発と徹底	32
(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化	32
(2) 犬・猫の適正飼養の徹底	32
(3) 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備	33
(4) 多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携	33
2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進	33
(1) 動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理	34
(2) 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり	34
(3) 引取数に関する指標	34
3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進	35
(1) 動物取扱業への監視強化	35
4 動物由来感染症・災害時への対応強化	36
(1) 動物由来感染症への対応強化	36
(2) 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化	36

はじめに

都は、令和3年3月に、東京都動物愛護管理推進計画（以下「推進計画」という。）を改定し、この計画の下、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を目指して、「動物の適正飼養の啓発と徹底」、「動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進」、「事業者等による動物の適正な取扱いの推進」、「動物由来感染症・災害時への対応強化」の四つの施策展開の方向性に沿って、各種施策を実施している。

推進計画は、施策の取組状況等も踏まえ、改定後5年後を目途に見直しを行うこととされており、令和7年10月27日、本審議会は、東京都知事から諮問を受け、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について、検討を進めてきた。

検討に当たっては、小委員会を設置し、東京都における動物愛護管理に関わる現状や、推進計画における各施策の取組状況、東京都が抱える課題やその対応方針等について詳細な議論を行い、令和8年5月25日の第2回審議会において、検討結果を中間報告として取りまとめ、公表した。

なお、現在、国において、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）や政省令、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）の改正に向けた検討が行われており、法令等の改正に伴い必要となる施策については、国の動向を踏まえて、引き続き審議を行い、全体のまとめとして、最終的な検討結果の報告を行うこととする。

令和8年5月25日

東京都動物愛護管理審議会

会長 武内 ゆかり

第1 東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況

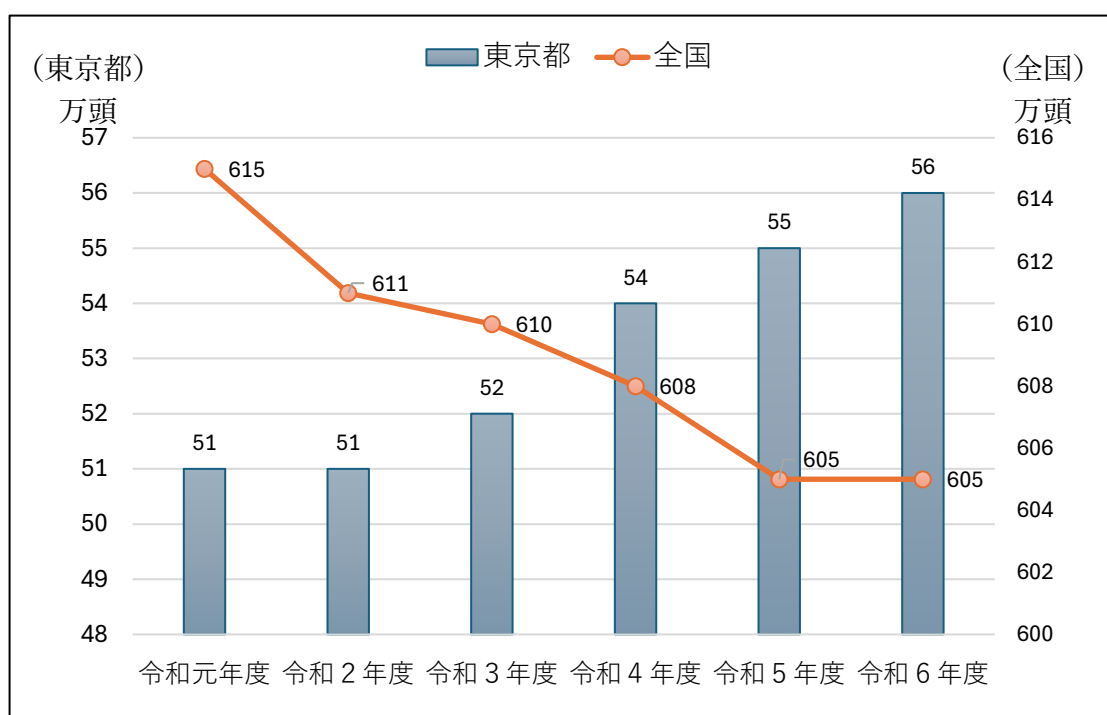
1 犬の個体数推計

(1) 犬の登録頭数

令和6年度の犬の登録頭数は、全国で約605万頭、都では約56万頭であった。

令和元年度時点（全国で約615万頭、都では約51万頭）と比較して、全国では減少傾向にあるものの、都においては増加傾向となっている。

犬の登録頭数の推移



厚生労働省、東京都統計

(2) 飼育実態調査結果から推計した犬の個体数等

都内で飼養されている動物の頭数については、狂犬病予防法に基づく登録制度がある犬や、動物愛護管理法により許可制となっている特定動物を除き、行政が法に基づき実数を把握する仕組みは設けられていない。

このため都では、都内の犬及び猫の飼育実態を把握するため、犬及び猫の飼育実態調査（以下「飼育実態調査」という。）を実施している。令和6年度に実施した飼育実態調査におけるアンケート調査結果では、犬の登録率は96.2%であり、平成29年度調査の94.7%から改善している。また、登録率と犬の登録頭数から推計した犬の個体数は令和6年度調査では約57万頭であり、平成29年度調査の55万頭

から増加している。

飼い犬の身元表示では、何もしていない飼い主が、20.1%と平成 29 年度調査の 34.9%から改善し、マイクロチップを装着している飼い主が 60.8%と平成 29 年度調査の 31.8%から大きく増加した。また、連絡先のある首輪・迷子札などを飼い犬につけている飼い主は 16.4%で、平成 29 年度調査時の 14.9%から増加している。

登録率・登録頭数から推計した犬の個体数

アンケート調査結果						登録頭数からみた推定個体数		
[a] 登録済	[b] 未登録	不明	無回答	合計	[c]登録率 [a]/([a]+[b])	[d] 登録頭数	推定個体数 [d]/[c]	
276	11	0	6	293	96.2%	548,143	569,989	約 57 万 頭

[d] 登録頭数合計は、「令和5年度 狂犬病予防・動物管理関係報告」における「1 登録・注射」表中の、「期末現在登録頭数」のうち島しょ部を除いた「区部」「市郡部」の合計値

令和 6 年度飼育実態調査より

2 飼育実態調査から推計した猫の個体数等

令和 6 年度の飼育実態調査によると、飼育世帯数と平均飼育頭数から推計した飼育猫の個体数は約 101 万頭であり、平成 29 年度調査の約 107 万頭から減少している。

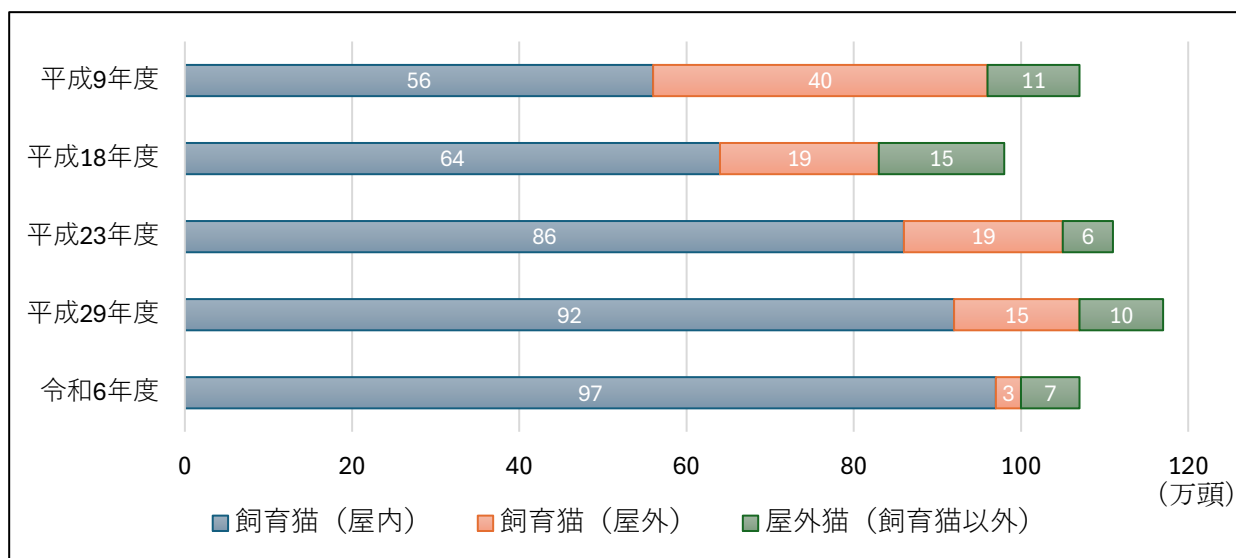
猫を飼育している世帯数・平均飼育頭数から推計した飼育猫の個体数

	[a] 世帯数	[b] 飼育している 世帯の割合	[c] 平均飼育 頭数 (頭/世帯)	推定個体数 [a]x[b]x[c]	推定個体数 (合計)
一戸建て	2,036,134	11.0%	1.56	347,494	約 101 万頭
集合住宅	5,085,276	8.7%	1.49	659,060	
その他	11,257	5.3%	1.00	592	

令和 6 年度飼育実態調査より

また、現地調査に基づく屋外猫の推計個体数と飼育猫の推計個体数を合わせた猫の推計個体数は、約 107 万頭となっており、平成 29 年度調査の約 117 万頭から減少している。

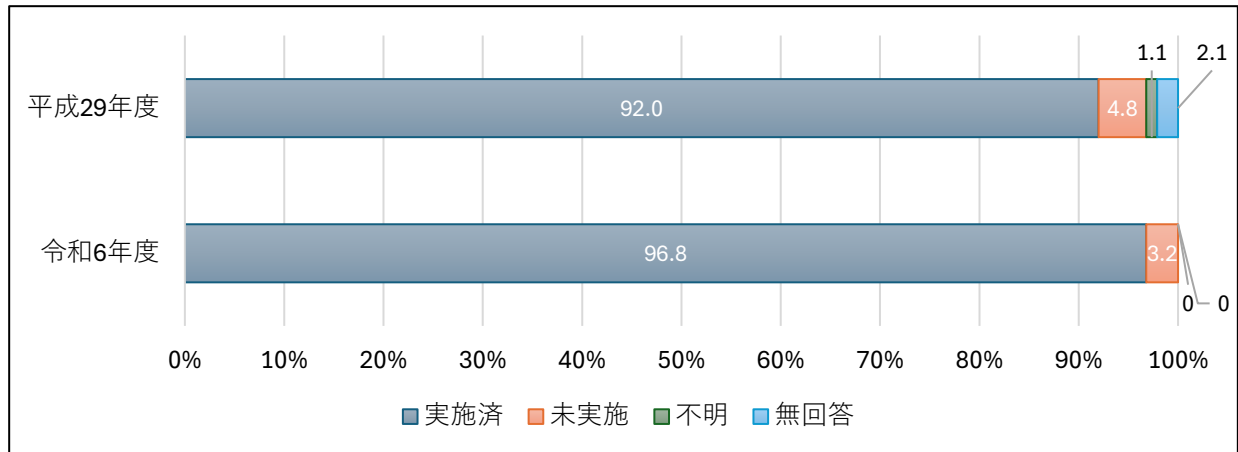
猫の推定個体数の推移



令和6年度飼育実態調査より

飼い猫の不妊去勢手術の実施率は、メス 96.8%、オス 96.5%で、平成 29 年度の調査時におけるメス 92.0%、オス 88.8%からそれぞれ増加している。

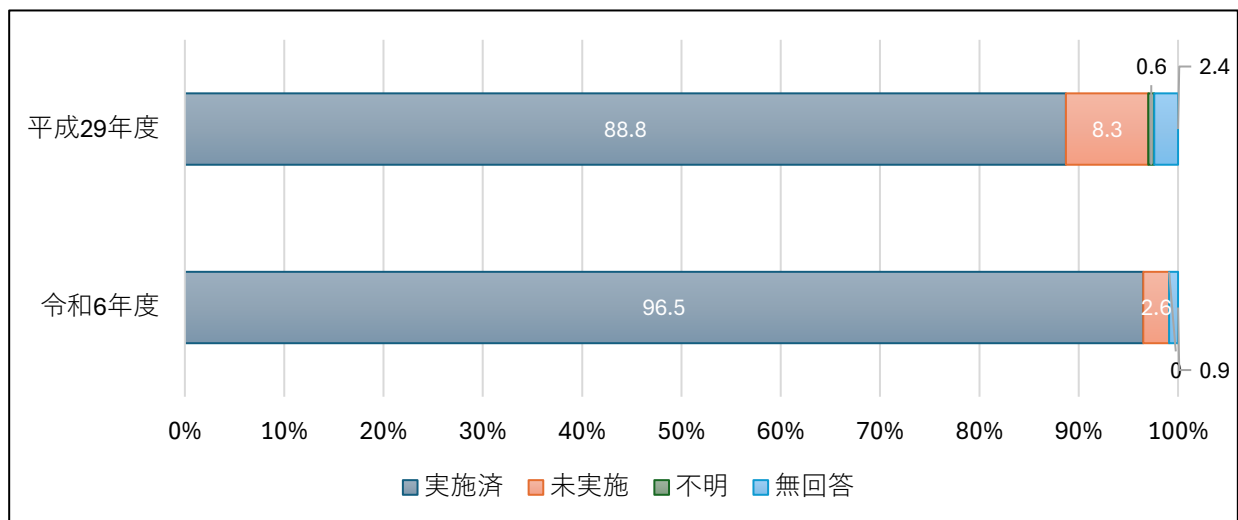
飼い猫（メス）の不妊処置の実施比率（前回調査との比較）



※端数処理により合計が 100%とならない場合がある（以下同じ）。

令和 6 年度飼育実態調査より

飼い猫（オス）の去勢処置の実施比率（前回調査との比較）



令和 6 年度飼育実態調査より

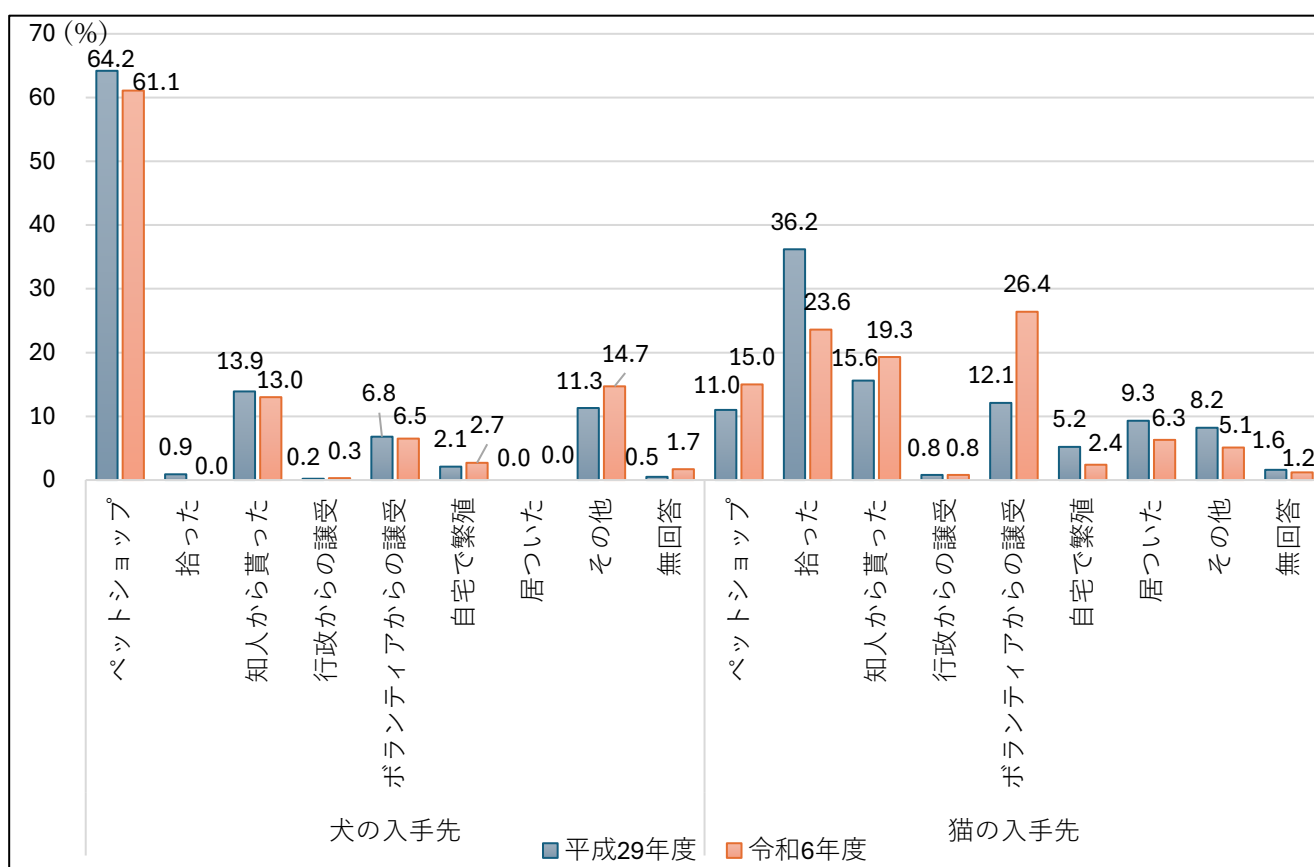
飼い猫にマイクロチップを装着している飼い主は 33.1%と平成 29 年度調査の 8.5%から大きく増加した。また、連絡先のある首輪・迷子札などを飼い猫につけている飼い主は 11.4%であり、平成 29 年度調査時の 7.1%から増加している。

3 動物の入手先

平成 29 年度の飼育実態調査において、犬の入手先は「ペットショップ」が 64.2%と最も多かったが、令和 6 年度調査においても 61.1%と、その傾向は変わっていない。また、猫の入手先は、平成 29 年度調査では「拾った」が 36.2%と最も高かったが、令和 6 年度調査では 23.6%と減少しており、最も多い入手先は「ボランティアからの譲受」に変化している。

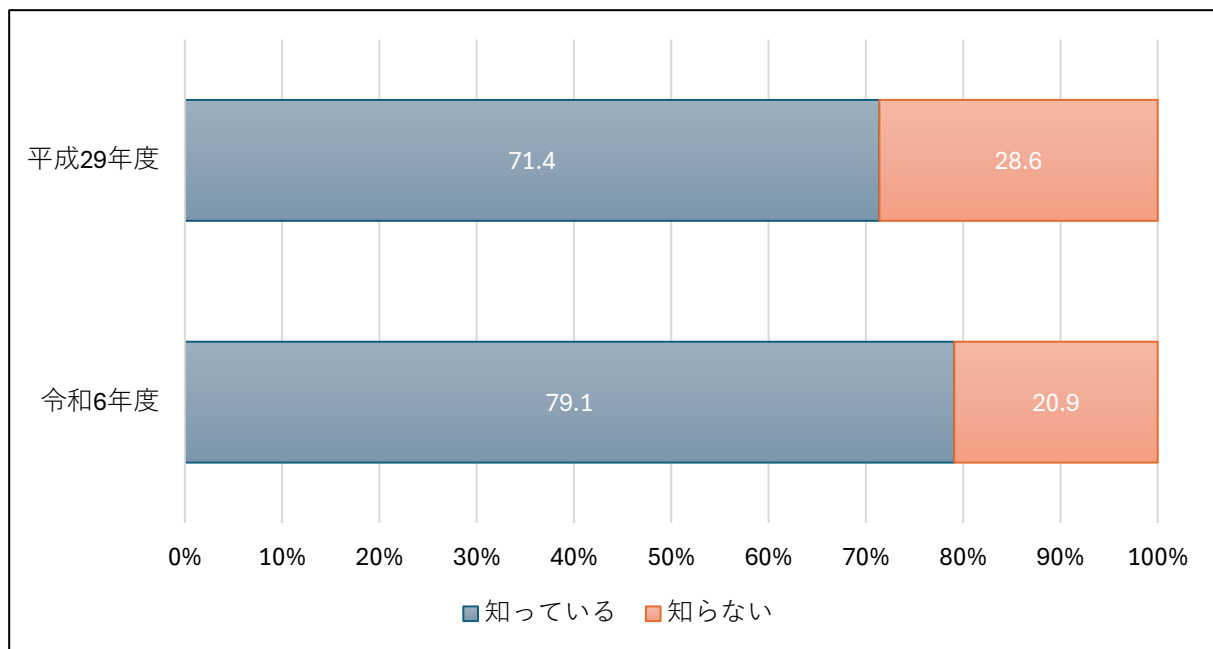
一方で、行政機関による譲渡については、令和 6 年度第 6 回インターネット都政モニターアンケート「東京におけるペットの飼育」（以下「都政モニターアンケート」という。）では 79.1%と高い認知度があるものの、入手先としては 1%を割っている。

犬又は猫の入手先



平成 29 年度及び令和 6 年度飼育実態調査より

行政機関による譲渡の認知度



令和6年度第6回都政モニターアンケートより

4 動物による危害発生と苦情

犬によるこう傷事故件数は、近年増加傾向にあり、令和6年度の事故件数は629件で、被害者数は632人であった。

また、動物に関する苦情件数は、令和元年度から令和2年度にかけていったん増加したが、令和3年度以降減少が続いている。

東京都における犬のこう傷事故件数及び被害者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事故件数(件)	379	401	407	476	530	629
被害者数(人)	382	409	409	480	532	632

東京都統計

東京都における動物に関する苦情件数（内容別内訳）

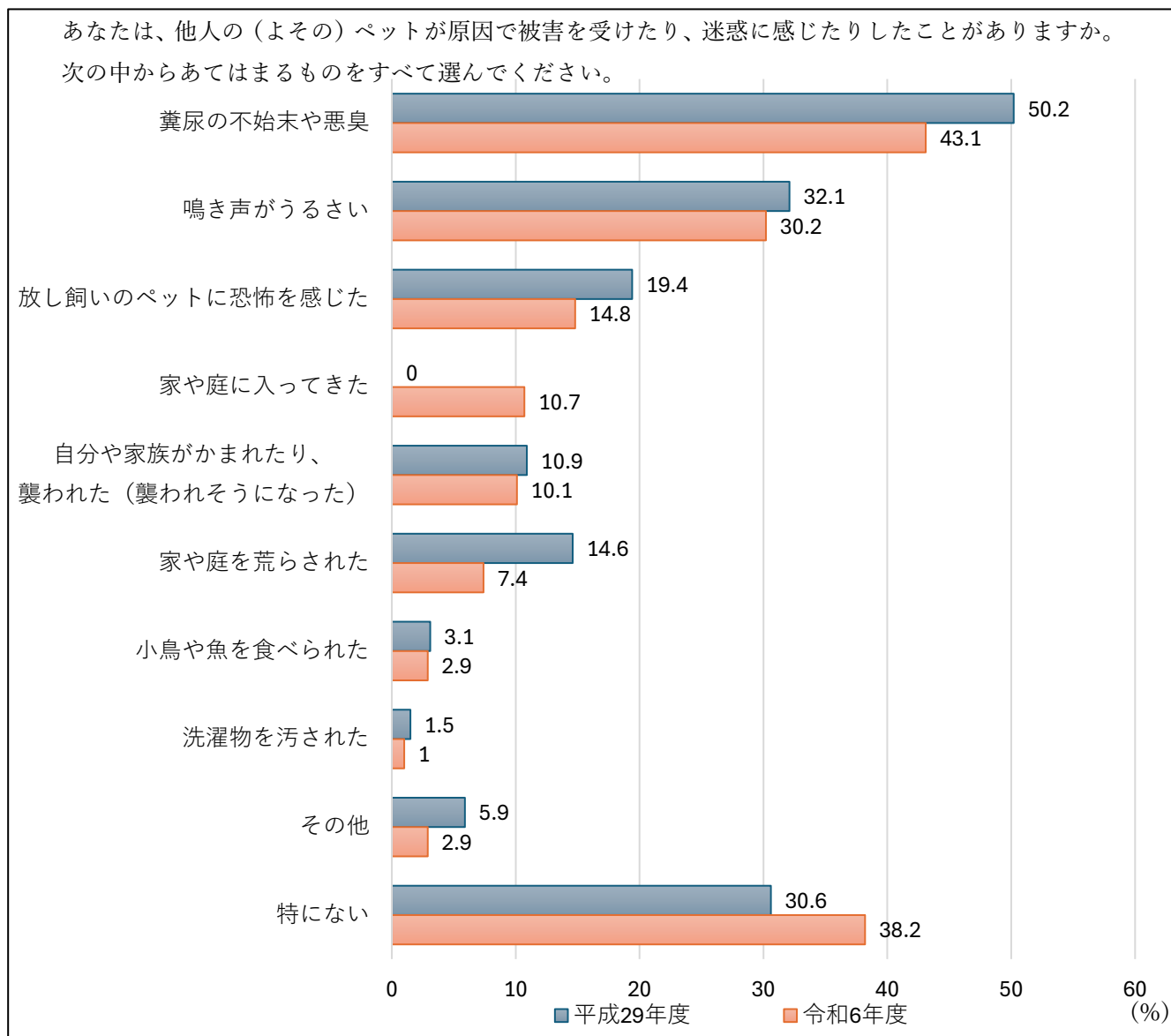
(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放浪	210	215	150	120	153	94
拾得	302	208	205	141	91	102
負傷	402	385	328	319	261	245
野犬・放し飼い	239	257	212	209	178	201
汚物・汚水等	1,839	2,223	2,141	1,970	1,951	1,906
悪臭	230	208	119	101	133	122
鳴き声	769	935	904	804	764	906
その他	3,889	4,876	4,437	4,521	4,354	4,036
合計	7,880	9,307	8,496	8,185	7,885	7,612

東京都統計

令和6年度都政モニターアンケートによると、他人のペットが原因で何らかの迷惑を感じたことがある人は約6割となっており、半数を超えている一方、平成29年度都政モニターアンケートの約7割から改善している。

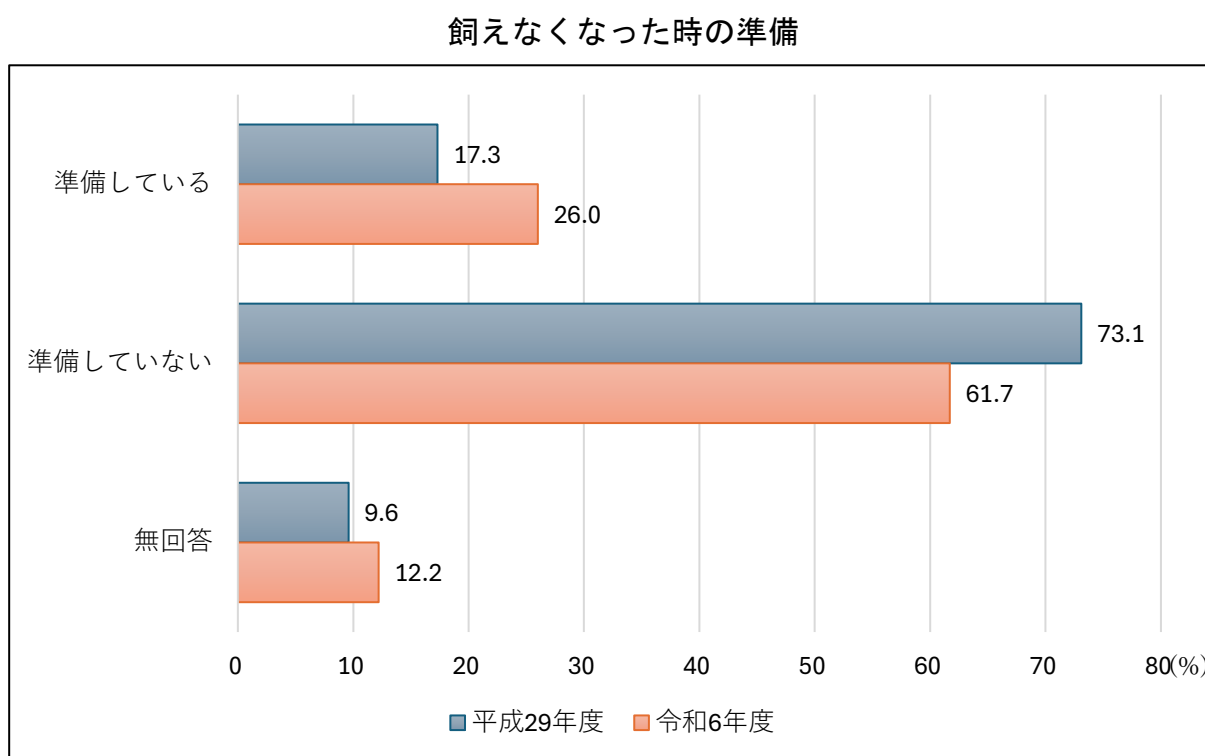
都政モニターアンケート結果（抜粋）



令和6年度第6回都政モニターアンケートより

5 飼育動物を飼えなくなった場合の準備

令和6年度の飼育実態調査によると、万が一、飼いきれなくなった場合に備えて準備をしている犬又は猫の飼い主の割合は26.0%、準備をしていない飼い主は61.7%であり、平成29年度調査結果（準備をしている：17.3%、準備をしていない：73.1%）と比較して改善傾向にあるものの、依然準備をしていないという割合は半数を超えている。



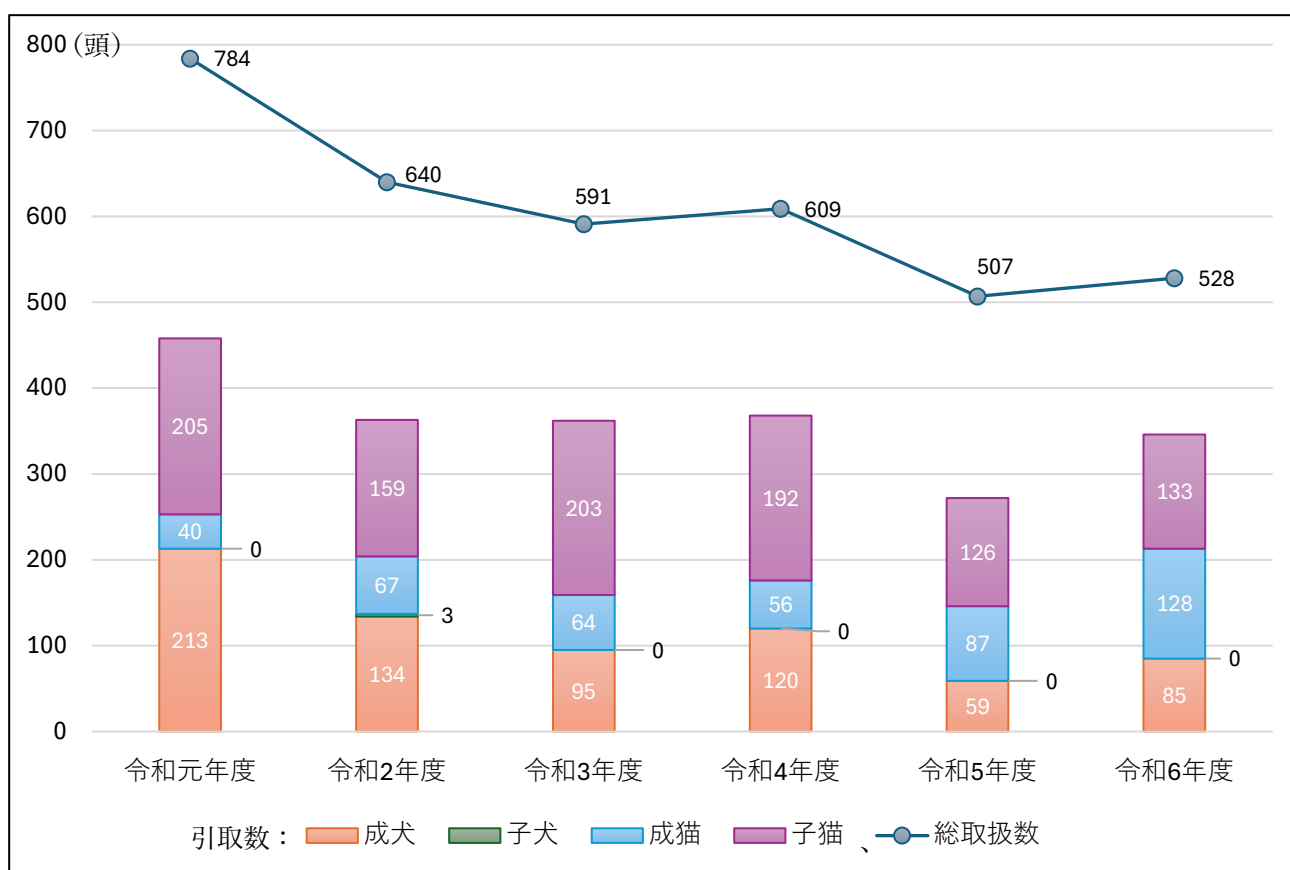
平成29年度及び令和6年度飼育実態調査より

6 動物の捕獲・収容、引取り

狂犬病予防法、動物愛護管理法及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例（以下「都条例」という。）に基づく犬の捕獲・収容数、犬猫の引取数及び負傷した犬猫等の収容数の総計（総取扱数）は、令和6年度は528頭であり、令和元年度の784頭から減少傾向にある。

所有者又は拾得者からの引取りについては、令和6年度では、成猫、子猫の引取りが多い。また、令和6年度と令和元年度を比較すると、近年、成犬の引取りは減少傾向にある一方、成猫は増加傾向にある。

東京都における動物の総取扱数及び引取数（内訳）の推移



東京都統計

7 動物の返還、譲渡、致死処分

都内で捕獲・収容された又は引き取られた犬猫等のうち、令和6年度に飼い主に返還された頭数は、犬43頭、猫11頭であり、新しい飼い主や登録譲渡団体への譲渡数は、犬53頭、猫250頭であった。

令和6年度における返還・譲渡率（当該年度の総取扱数に対する返還数と譲渡数の合計の割合）は、犬では88.1%となっており、令和元年度以降、90%前後を維持している。一方猫では62.7%となっており、令和元年度以降、増加傾向にある。

令和6年度の致死処分数^{*}は、犬7頭、猫141頭、その他3頭、合計151頭であり、令和元年度の犬16頭、猫292頭、その他0頭、合計308頭と比べ、全体で49.0%減少している。

都は、致死処分数の内訳を、①苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性を有する、又は衰弱や感染症によって成育が極めて困難と判断される動物について、動物福祉等の観点から行うもの、②引取・収容後に死亡したもの、並びに①②以外の致死処分の3つに分類し、①②以外の致死処分を「殺処分」として区分している。平成30年度に、はじめて動物の殺処分ゼロを達成し、令和6年度までゼロを継続している。

※ 東京都における致死処分数の表記について

都では、センターに保護・収容された動物について、何らかの理由によりセンターで最期を迎えることを「致死処分」とし、上記3つに分類していますが、「致死処分」には、傷病等により死亡した②「引取・収容後に死亡したもの」も含んでおり、必ずしも分かりやすい表現とは言えませんでした。

このため、令和8年3月31日に公表した「動物愛護相談センター整備基本計画（第二次）」においては、「致死処分」を「引取・収容後に死亡した動物」と表現し、上記①から③までの分類に該当するものをそれぞれ以下の表現としています。

都の「致死処分数」の考え方として、本中間報告においても以下、同様の考え方を示すものとなります。

<引取・収容後に死亡した動物>

- ① 動物福祉等の観点からの処置（※）を行ったもの
- ② 傷病等により死亡したもの
- ③ ①②以外のもの

※苦痛からの解放、著しい攻撃性、衰弱や感染症によって成育が極めて困難の理由により、獣医療の一環としてやむを得ず行う処置

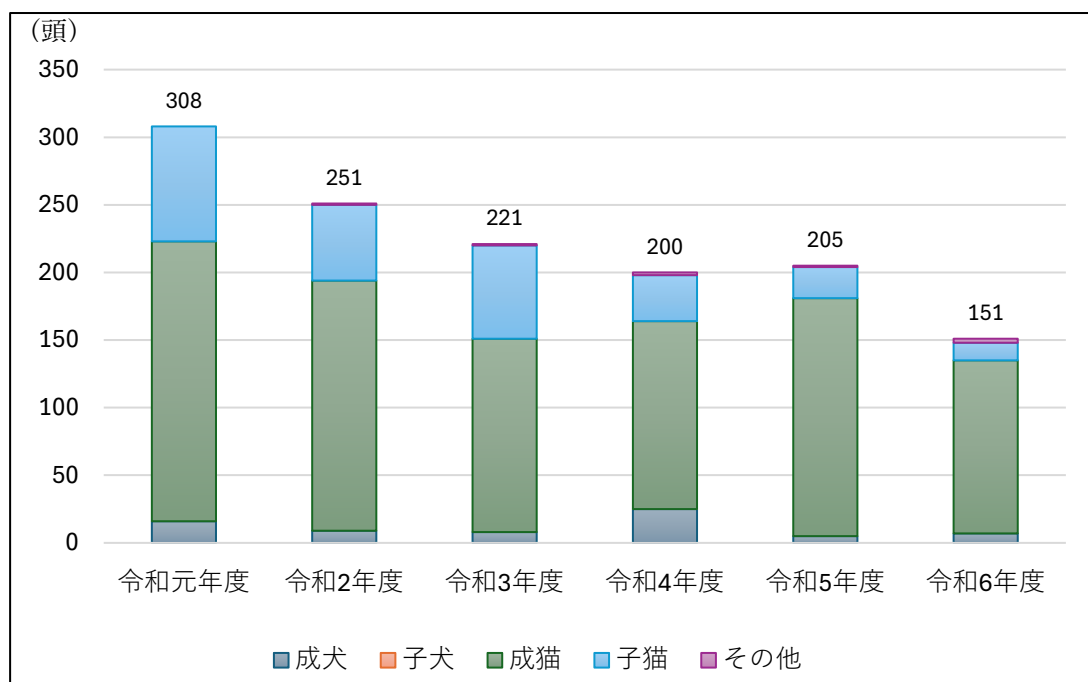
東京都における犬猫の返還・譲渡状況

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
返還数(頭)	犬	116	70	78	81	55	43
	猫	20	11	15	19	10	11
譲渡数(頭)	犬	139	105	44	56	40	53
	猫	209	217	221	239	204	250
返還・譲渡率※	犬	97.7%	100.6%	88.4%	83.0%	100.0%	88.1%
	猫	44.0%	49.0%	52.2%	58.4%	52.5%	62.7%

※前年度からの繰入れや翌年度への繰越しのため、100%を上回る場合がある。

東京都統計

東京都における致死処分数の推移



	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
成犬	16	9	8	25	5	7
子犬	0	0	0	0	0	0
成猫	207	185	143	139	176	128
子猫	85	56	69	34	23	13
その他	0	1	1	2	1	3

東京都統計

東京都における致死処分数の内訳の推移

(単位：頭)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 動物福祉等* ₁ の観点から行ったもの	犬	5	12	5	5	22	4	5
	猫	141	126	84	97	82	94	53
	その他* ₂	0	0	0	0	0	1	2
	小計	146	138	89	102	104	99	60
② 引取・収容後死亡したもの	犬	10	4	4	3	3	1	2
	猫	201	166	157	115	91	105	88
	その他* ₂	0	0	1	1	2	0	1
	小計	211	170	162	119	96	106	91
③ ①②以外の致死処分	犬	0	0	0	0	0	0	0
	猫	0	0	0	0	0	0	0
	その他* ₂	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0
合計		357	308	251	221	200	205	151

* 1 苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性を有する、又は衰弱や感染症によって成育が極めて困難と判断される場合

* 2 その他：いえうさぎ、にわとり、あひる

東京都統計

8 動物取扱業に関する状況

(1) 第一種動物取扱業の登録数

令和6年度における都内の第一種動物取扱業の登録施設数は、5,387施設であり、令和元年度から漸増している。業種別施設数では、保管業が4,121施設と最も多く、次いで販売業の1,586施設となっている。

東京都における第一種動物取扱業の登録施設数及び種別施設数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一種動物取扱業登録施設数	5,111	5,239	5,176	5,189	5,257	5,387
第一種動物取扱業種別施設数	6,970	7,146	7,048	7,044	7,150	7,197
販売業	1,708	1,733	1,666	1,641	1,633	1,586
保管業	3,840	3,939	3,953	3,979	4,067	4,121
貸出業	207	208	204	208	215	218
訓練業	806	856	834	825	834	849
展示業	387	385	361	363	373	388
競りあわせん業	3	3	3	2	2	3
譲受飼養業	19	22	27	26	26	32

東京都統計

（２）第二種動物取扱業の届出数

令和６年度における都内の第二種動物取扱業の届出施設数は、165 施設で、令和元年度の 115 施設から一貫して増加している。業種別施設数は、譲渡し業が 155 施設で最も多く、次いで保管業が 25 施設となっている。

東京都における第二種動物取扱業の届出施設数及び種別施設数

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
第二種動物取扱業届出施設数	115	122	133	140	152	165
第二種動物取扱業種別施設数	151	156	169	176	193	212
譲渡し業	109	116	128	132	143	155
保管業	22	21	21	19	21	25
貸出業	3	3	5	6	6	7
訓練業	3	3	3	3	4	4
展示業	14	13	12	16	19	21

東京都統計

（３）動物取扱業に対する監視指導

令和６年度の監視件数は延べ 6,052 件で、内訳は動物取扱業の登録及び５年ごとの登録更新に係るものが 1,675 件、苦情等を受けて実施したものが 4,377 件であった。

東京都における第一種動物取扱業の監視指導状況

(単位:件)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
監視件数(延べ)	4,986	3,479	4,224	4,759	5,546	6,052
登録、更新時	1,390	1,390	2,132	1,713	1,646	1,675
その他(苦情等)	3,596	2,089	2,092	3,046	3,900	4,377
注意指導書交付数	8	3	7	15	9	19
行政処分等						
勧告	0	0	1	0	0	0
改善命令	0	0	0	0	0	0
業務停止命令	0	0	0	0	0	0
登録取消し	0	0	0	0	0	0
登録拒否	0	0	0	0	0	0

東京都統計

9 動物由来感染症の発生状況

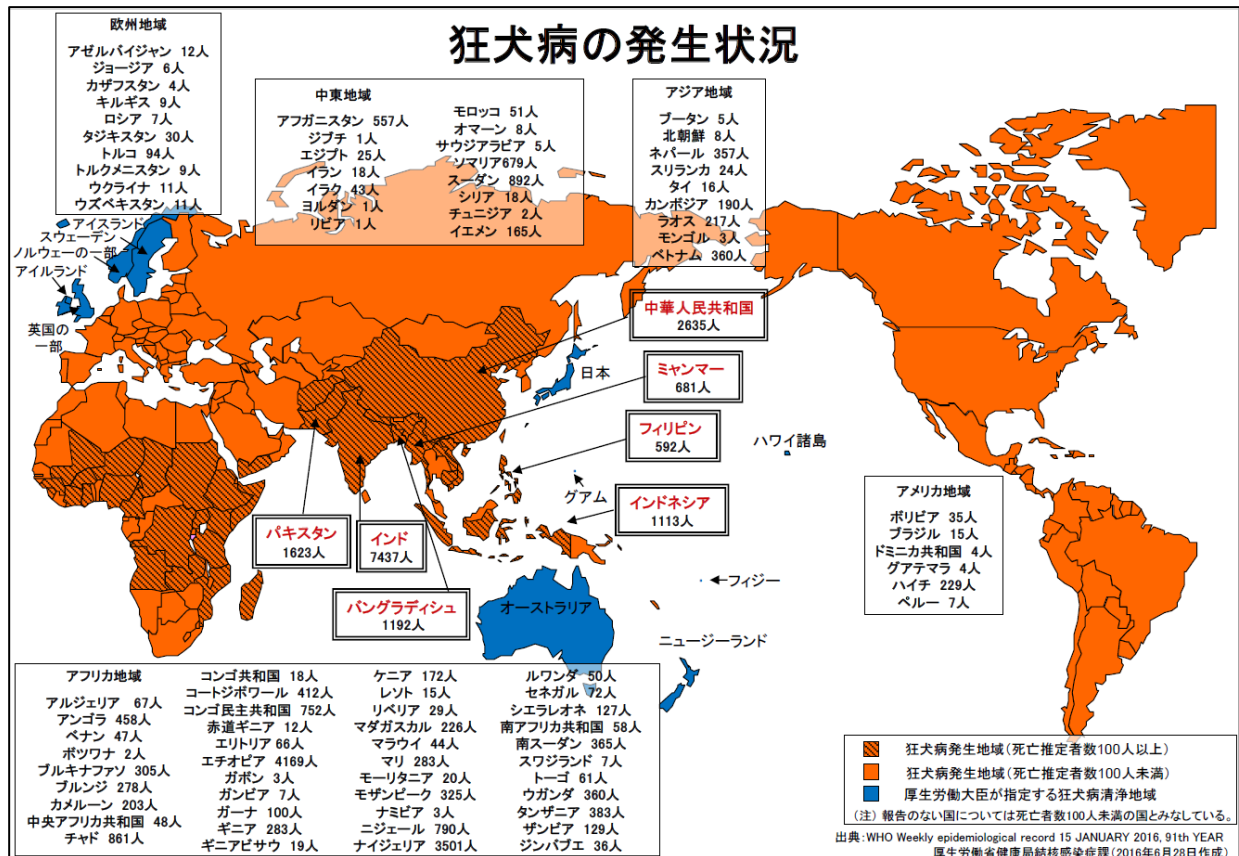
日本は島国であるため、周囲の国々からの感染源となる動物の侵入が限られているが、交通手段の発展等によるボーダーレス化に伴い、日本、英国、スカンジナビア半島の国々など、一部の国々を除いて全世界で発生している狂犬病など、様々な感染症がもたらされるリスクは常に存在している。

また、狂犬病以外にも、ウイルスを保有するマダニに直接かまれたり、そのマダニにかまれて感染した動物の体液等を介して感染する重症熱性血小板減少症候群（SFTS）が、都内を含め国内各地で発生するなど、動物由来感染症は身近にある健康危機の要因となっている。

国や都からの動物由来感染症に関する注意喚起、プレス発表例

時期	件名	概要
令和4年7月25日	サル痘患者の発生について（プレス、国・都）	都内患者におけるサル痘の発生
令和5年2月17日	飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について（プレス、国・都）	都内飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生
令和6年3月19日	重症熱性血小板減少症候群（SFTS）ウイルスの患者から医療従事者への感染事例について（通知、国）	本邦初となる SFTS ウイルスのヒト→ヒト感染事例の確認
令和6年6月26日	ダニ媒介感染症に係る注意喚起について（通知、国）	ダニ媒介脳炎患者の発生
令和6年9月13日	高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について（通知、国）	昨シーズンの流行を踏まえた防疫体制整備に関する通知
令和7年8月7日	重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の国内での発生状況について（通知、国）	北海道での SFTS 発症事例を鑑み、全国での発症リスクについて注意喚起
令和7年10月9日	都内における犬の重症熱性血小板減少症候群（SFTS）発生に伴う注意喚起について（プレス、都）	都内で初めて犬の SFTS 症例を確認し、プレス発表

狂犬病の発生状況

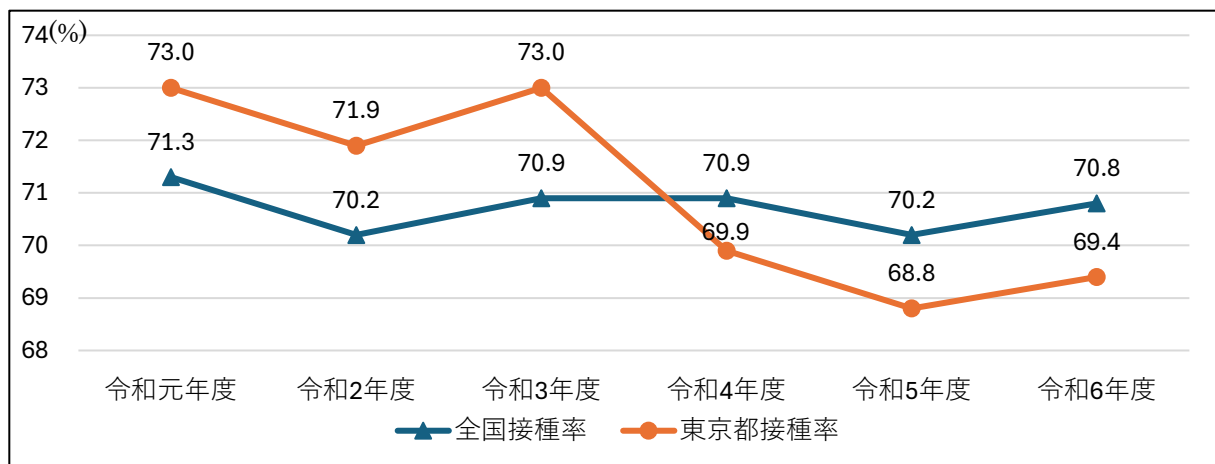


厚生労働省ホームページより

10 狂犬病予防注射接種率

令和6年度の都内における狂犬病予防注射の接種率は、69.4%であり、令和元年度の73.0%と比べ、3.6ポイント低下している。

狂犬病予防注射接種率の推移



厚生労働省、東京都統計

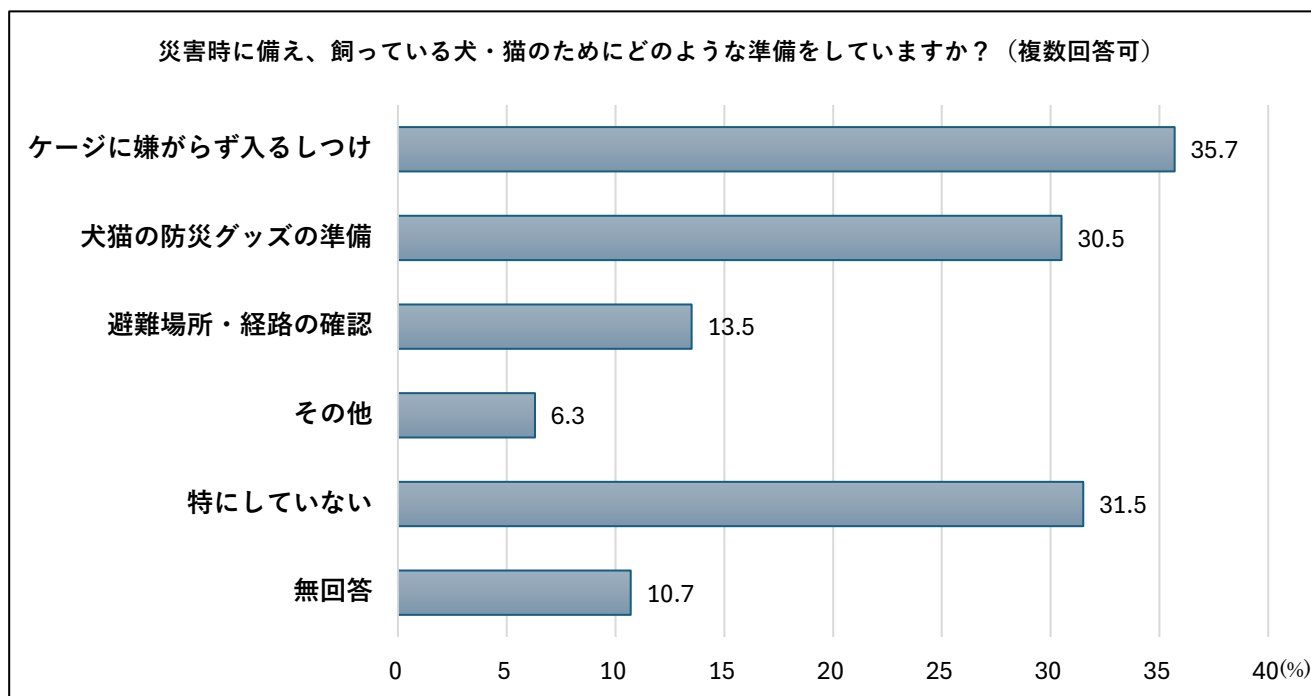
11 災害時に備えた対策

東日本大震災以降も、能登半島地震をはじめとする大規模な災害や台風による被害が発生した際には、ペットの避難や、避難所での動物の取扱いに関わる課題が指摘されている。

令和6年度の飼育実態調査では、災害への備えとして、ケージに嫌がらず入るしつけをしている飼い主が約36%いる一方、ペットの対策をしていない飼い主の割合も約32%と2番目に高い割合となっている。

また、災害時の動物に関する対策については、ほとんどの区市町村の地域防災計画に位置付けられているが、具体的な対策マニュアルの整備やペット用物資の備蓄を行っている区市町村は、全体の半数程度にとどまっている。

災害時の備えに関する犬及び猫の飼い主へのアンケート結果



令和6年度飼育実態調査より

区市町村における動物に関する災害時の対策の取組状況（令和6年度）

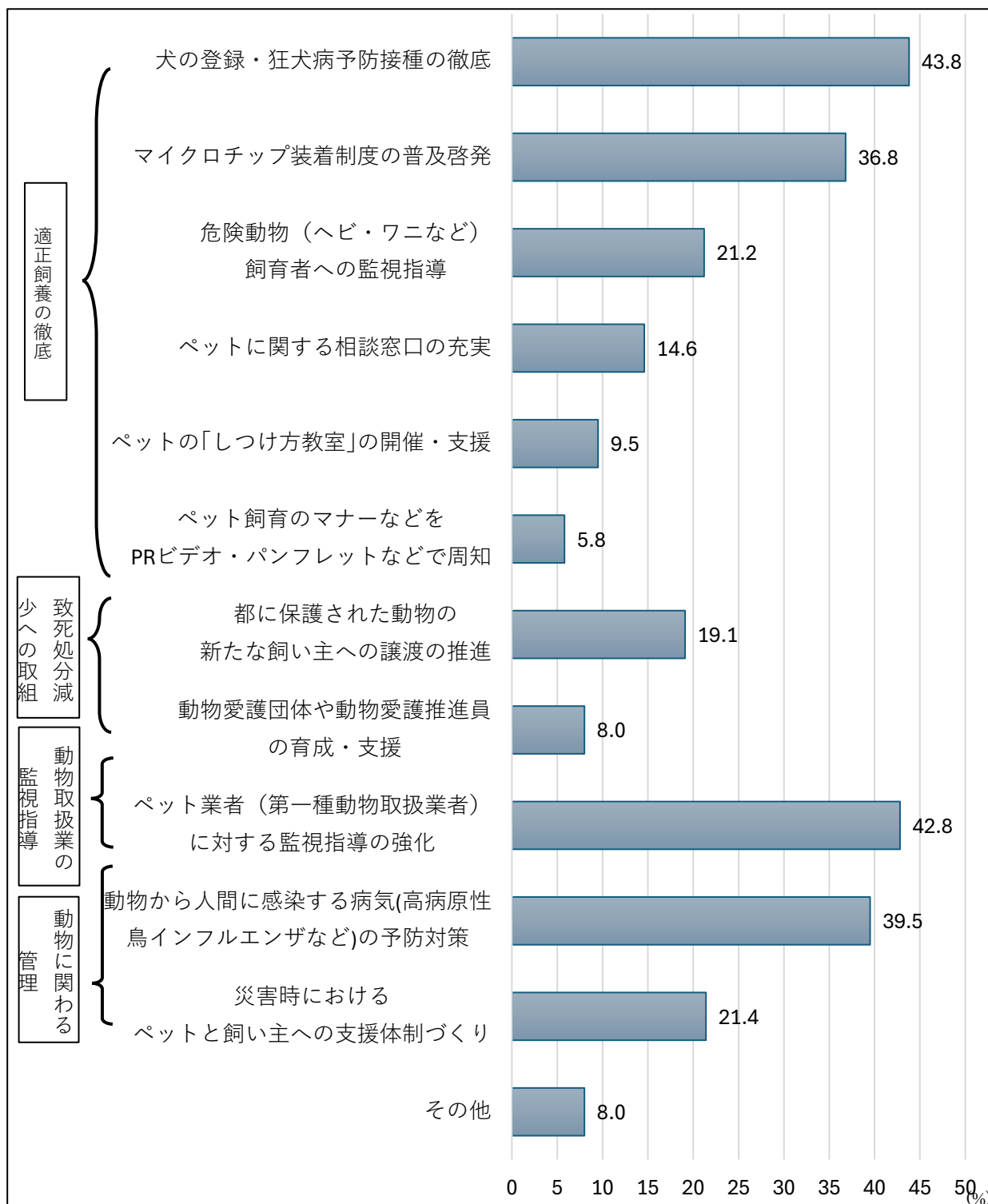
	地域防災 計画への 対策の記載	災害対策の取組			
		同行避難訓練 等の実施	ペット対策 マニュアル等 の整備	ペット用物資 の備蓄	獣医師会 との協定
特別区 (23 区)	23 (100%)	22 (96%)	19 (83%)	20 (87%)	23 (100%)
市町村 (39 市町村)	38 (97%)	27 (69%)	17 (44%)	13 (33%)	24 (62%)
計 (62 区市町村)	61 (98%)	49 (79%)	36 (58%)	33 (53%)	47 (76%)

東京都統計

12 動物愛護管理施策に関する都政への要望

令和6年度に行った都政モニターアンケートにおいて、都政に望む意見として30%を超えた項目は、犬の登録・狂犬病予防の徹底、ペット業者に対する監視指導、動物由来感染症の予防対策及びマイクロチップ装着制度の普及啓発であった。

都の施策への要望（3項目まで選択）アンケート結果



令和6年度第6回都政モニターアンケートより

第2 動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況

〔推進計画における施策の体系〕

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、
四つの施策の方向性に沿って16の重点施策を推進

◎ 動物の適正飼養の啓発と徹底

- ＜施策1＞ 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
- ＜施策2＞ 犬・猫の適正飼養の徹底
- ＜施策3＞ 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備
- ＜施策4＞ 多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携
- ＜施策5＞ 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
- ＜施策6＞ 地域における適正飼養の推進のための人材育成
- ＜施策7＞ 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

◎ 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- ＜施策8＞ 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及
- ＜施策9＞ 動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理
- ＜施策10＞ 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり

◎ 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

- ＜施策11＞ 動物取扱業への監視強化
- ＜施策12＞ 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進
- ＜施策13＞ 特定動物飼養・保管及び適正飼養の徹底
- ＜施策14＞ 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

◎ 動物由来感染症・災害時への対応強化

- ＜施策15＞ 動物由来感染症への対応強化
- ＜施策16＞ 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化

令和3年3月に改定された推進計画に基づく、これまでの各施策の取組状況は、以下のとおりである。

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化（施策1）

飼い主が動物の適正飼養、終生飼養、飼養に係る法令等を十分理解し、実践できるようにするため、動物愛護週間中央行事や都庁1階エントランスにおいて、適正飼養等の動物愛護に関するパネル展示による普及啓発を実施するとともに、動物を販売する事業者に対し、ペット購入前における都独自の追加説明事項に関する周知協力を依頼するなど、様々な機会を通じて飼い主やこれから飼い主になる都民が情報を得られる環境づくりを進めている。

また、適正飼養、終生飼養に関する最新情報を広く発信するため、東京都動物情報サイト「ワンちゃんとうきょう」において、専門家によるコラムを充実させるとともに、適正飼養講習会のオンデマンド配信を行っている。さらに、公開講座の開催により、ペットを飼い続けることに不安を抱える高齢者向けに情報提供を実施している。

加えて、マイクロチップ制度を定着させるため、「マイクロチップ装着の制度化」の駅貼り広告や、リーフレット「マイクロチップ普及啓発」を動物取扱業者向け、都民向け、動物病院向けに作成し、それぞれへ配布している。

(2) 犬・猫の適正飼養の徹底（施策2）

区市町村と連携し、法令遵守の徹底を図るため、都と区市町村の担当者と構成される動物行政検討会において、畜犬登録や狂犬病予防注射接種、マイクロチップ登録に係る課題や対応を共有している。さらに、動物病院等での鑑札交付・注射済票交付など、飼い主が手続きしやすい環境の整備等の取組を行っており、こうした取組を行っている区市町村は、令和7年4月時点で19区21市町村となっている。

また、犬によるこう傷事故を未然に防ぐため、各種普及啓発資材をイベント等で配布するとともに、飼育動物診療施設開設者講習会での情報提供及び普及啓発協力依頼を実施している。さらに、動物愛護相談センター多摩支所において、こう傷事故を含む苦情相談業務をDX化することにより、こう傷事故が発生した場合に、犬の検診等に関する飼い主への指導等の効率化を図っている。

加えて、猫の飼養三原則の徹底を図るため、改訂したパンフレット「猫の飼い方」や大型デジタルサイネージを用いた啓発、都立公園における飼い主のいない猫対策に係る適正飼養や管理の普及啓発について建設局との情報交換を実施している。

（３）地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備（施策３）

動物の不適正な飼養等に関する問題について、飼い主を含む住民にとって身近な地域で相談支援を受けられる体制の整備に取り組む区市町村に対し、保健医療政策区市町村包括補助事業「地域における動物の相談支援体制整備事業」（令和６年度実績で１８区市町村）や「地域特性を踏まえた動物愛護の推進」（令和６年度実績で３区市町村）で支援している。

また、区市町村職員が幅広い知識を習得し、対応力を向上できるようにするため、動物行政検討会において、単身者・高齢者のペット飼育問題について、情報交換や事例の共有を実施している。

加えて、相談支援に必要な専門的助言や支援の一環として、区市町村の狂犬病予防・動物愛護管理事務主管担当者会において、相談支援体制の整備について情報交換を実施している。

（４）多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携（施策４）

飼い主への適正飼養に係る指導のみでは解決が困難な多頭飼育崩壊事例にも円滑に対応できるようにするため、環境省が募集した地域の実情に応じた多頭飼育対策を実践するためのモデル事業について台東区と共同提案を行い、ボランティア等の動物関係者と福祉部門との連携を推進している。

また、不適正な多頭飼育に起因する問題が深刻化する前に、関係機関と情報共有し、早期から連携できる仕組みづくりを推進するため、都内福祉関係機関の担当者会において、パンフレットを簡易化し、住民に配布しやすくしたリーフレット「ペットと暮らすシニア世代の方へ」や多頭飼育問題を啓発するリーフレットを配布しているほか、動物愛護相談センターが令和６年度東京都保健医療学会において、多摩地域における福祉との連携事例について口頭発表し、区市町村等に対して情報発信している。

（５）動物の遺棄・虐待防止に関する対策（施策５）

遺棄や虐待の疑いがある事案を探知した場合は、飼い主等に対する聞き取りや現地調査によって事実関係を確認した上で、事案に応じて区市町村や警察等、関係機関と連携を取りながら対応している。

また、都民や獣医師向けの啓発を行うため、警視庁ホームページの警察署一覧を表示するＱＲコードも掲載した遺棄・虐待防止ポスターの配布や大型デジタルサイネージを用いた啓発の他、インターネット検索エンジンに特定のキーワードを入力して検索した際に、広告を表示させるキーワード連動広告を用いて、普及啓発を実施している。

加えて、動物愛護相談センター職員の対応力向上のため、環境省主催の「多機関

連携による多頭飼育問題対策推進シンポジウム」や、生死に関わらず、動物の不自然な病態の原因を多面的に解明することを目的とする法獣医学研修、動物の虐待を科学的・客観的に評価するための研修に職員を派遣している。

（６）地域における適正飼養の推進のための人材育成（施策６）

都では、動物の愛護や地域における適正飼養等を推進するため、令和７年４月時点で約 280 名の動物愛護推進員を委嘱しており、推進員の知識やスキル向上を目的に、ペットのストレスケアやコミュニケーション術等の研修を実施し、普及啓発活動等で指導的な役割を果たせる人材の養成や資質向上を図っている。

また、推進員と区市町村、地域の推進員同士の協力体制の構築や活動の活性化を促進するため、各推進員の活動に関する情報を活動分野別に整理して区市町村や関係団体に提供している。

加えて、令和６年度から、都民の推進員活動に対する認知度向上や人材確保等を目的に、推進員の具体的活動内容をホームページに掲載している。

（７）小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援（施策７）

児童等に対して、生命尊重、友愛、情操の涵養や動物による事故防止等を図るため、小学校低学年を対象とした動物教室を開催している。なお、動物福祉の観点から、実際の動物を使用せず、パネルや映像等を用いている。

令和３年度からは、実施対象施設を拡大し、児童館等においても動物教室を開催している。さらに、各地域において動物愛護推進員による動物教室活動を促し、動物愛護管理に係る普及啓発活動を拡大するため、動物教室への協力ボランティアを養成している。

また、動物愛護相談センターにおいて「サマーセミナー」を開催し、小学校高学年程度の子供とその親が動物について学べる機会を提供している。

加えて、学校教育の一環として、学校で動物を飼養する場合があり、そのような場合においても動物の取扱いが適正になされる必要があるため、教職員等を対象とした学校における動物飼育に関する講習会を実施し、日々の飼養管理、動物の疾病、感染症予防、関係法令などについて周知を行っている。

２ 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

（１）地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及（施策８）

飼い主のいない猫対策が地域に根差して取り組まれるようにするため、具体的な活動事例や活動に当たってのポイントをまとめた「「飼い主のいない猫」との共

生をめざすガイドブック」を増刷し、区市町村等に配布している。

また、飼い主のいない猫対策を実施する区市町村に対し、保健医療政策区市町村包括補助事業による支援を実施している（令和6年度実績は46区市町村）。さらに、推進協議会の設置や推進計画の策定、協力員登録、事業評価など、総合的な取組を行う区市町村を支援する「飼い主のいない猫対策促進事業」を平成28年度から継続して実施している（令和6年度実績は4区市）。あわせて、飼い主のいない猫問題の解決に主体的に取り組む区市町村に対し、動物愛護相談センターが普及啓発資材の提供をはじめとする専門的技術的支援を行うことにより、子猫の引取りや飼い主のいない猫に関する苦情を減少させることを目的とする「飼い主のいない猫との共生支援事業」を実施している（令和6年度実績は2地域）。

加えて、区市町村担当者会において、飼い主のいない猫対策に関する情報交換を実施している。

（2）動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理（施策9）

動物愛護相談センターでは、動物を譲渡に適した状態で飼養管理できるようにするため、動物福祉と動物の健康安全面を一層考慮し、日常的な健康管理や感染症予防対策の徹底などによる中長期的な飼養管理方法の改善を図るなど、環境整備に努めている。

また、令和5年2月には、都民等との協働による動物との共生推進拠点の整備検討会において、動物愛護相談センターは新しい飼い主への架け橋となる施設として、動物の運動設備を設置し、動物本来の行動を発揮できる環境等を提供する、動物福祉に配慮した飼養管理ができることが望ましいとする意見を取りまとめている。

加えて、動物愛護相談センター職員への支援として、シェルター・メディスン等に関する外部研修に職員を派遣しているほか、職員が動物の問題行動に関して相談できる仕組みを東京農工大学及び日本獣医生命科学大学の協力のもと、整備している。

（3）動物の譲渡拡大のための仕組みづくり（施策10）

動物愛護相談センター等が実施する譲渡制度の認知度を高め、譲渡の拡大を図るため、都では平成28年度から11月を「動物譲渡促進月間」としている。

「動物譲渡促進月間」では、都庁1階エントランスでのパネル展示や大型デジタルサイネージを活用した普及啓発のほか、都立公園や都内獣医系大学学園祭における譲渡事業等のPR、キーワード連動広告やX（旧Twitter）などのインターネットやSNSを活用した譲渡事業の広報を実施している。さらに、一般財団法人東京都人材支援事業団が実施する都民コンサートの会場において、来場者向けに譲渡事

業のPRを実施している。

また、動物愛護相談センター等からの譲渡を希望する人が、譲渡に関する情報を集めやすくし、譲渡を受けやすい環境を整備するために、譲渡対象動物の性格や特徴、動画などを東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」に掲載するとともに、リーフレット「ワンニャンとうきょう」を増刷し、各種イベント等で配布している。

加えて、譲渡の拡大に向けて、引き続き、都からボランティアに対してミルクや哺乳瓶等の物品を提供し、離乳前子猫を育成し譲渡につなげる事業や、負傷動物の譲渡に協力する登録譲渡団体等に必要な保護具等を提供する取組を継続するとともに、東京農工大学による大学提案事業で作成されたホームページ「わんにゃん暮らしのアドバイス」において、譲渡後も適正な飼養を継続できるよう高齢動物のケアに関する情報提供を行っている。

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

(1) 動物取扱業への監視強化（施策 11）

都内では、令和6年度末時点で第一種動物取扱業の施設が5,387軒、第二種動物取扱業の施設が165軒登録されている。これらの施設に対しては、登録申請や届出、苦情等を受理した際に必要に応じて現地調査等を実施しており、令和6年度実績で第一種動物取扱業6,052件、第二種動物取扱業46件の監視を実施している。

一方で、都内動物取扱業の施設数は全国最多となっており、限られたマンパワーで効率的に監視指導を実施するために、動物愛護相談センターでは、デジタルツールを活用した新たな監視手法を検討しており、検討経過を調査研究として発表している。

また、動物愛護管理法改正により規定された新たな規制等の周知を徹底するため、令和3年度から、これまで集合形式のみで実施していた動物取扱責任者向けの研修をオンライン形式にすることで、ブリーダーをはじめとする第一種動物取扱業者に必要な情報について、日時を気にせず、繰り返し視聴できる環境を整備している。

加えて、従前より運用している事業者評価制度について、新たな規制内容を盛り込んだうえで評価を行い、監視指導を実施している。さらに、行政処分等を行う際の基準を明確化するため、令和4年度に不利益処分等取扱要綱及び実施要領を改正し、同年度に当該要綱等に基づく勧告を実施するなど、法令違反に対して厳正に対処している。

あわせて、展示業におけるこう傷事故について、発生時の状況や事故原因、事故対策等の聴取り調査を行い、調査研究発表会において共有するとともに、調査結果に基づいた事業者への効果的な指導方法について検討している。

（２）業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進（施策 12）

都内の動物取扱業者は、トリミングやペットホテル等を営む保管業者が最も多く、次いで犬猫等販売業などの販売業者と続く。このため、動物取扱責任者向けの法定研修において、地震などが発生した際の預かり動物への対応や事業継続計画（ＢＣＰ）の策定といった災害時の危機管理対策、販売用の動物から発生する臭気等、衛生管理に関する研修を実施し、多様化する業態に応じた啓発や指導を実施している。

また、事業者による自主管理等の主体的な取組を促進するため、都で作成した自主管理点検票の様式やその使用方法について講習会等で配布・周知するとともに、動物愛護相談センターに集まる苦情等の情報をもとに、自主管理点検票の見直しを進めている。

加えて、将来、動物取扱業に従事する人材を養成する専門学校などの学生等を対象に、大学と連携した動物愛護管理に関するシンポジウムへの参加案内や動物愛護相談センターにおける見学実習を実施している。

（３）特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底（施策 13）

特定動物の飼養施設に対する監視は、令和 6 年度末で 96 件実施している。さらに、他自治体等で特定動物による事故等が発生した際は、都内の特定動物飼養・保管許可取得者に対して、逸走防止等の管理の徹底を実施するよう注意喚起している。あわせて、施設の監視時などに、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別並びに都への届出等を確実に実施するよう飼い主や動物取扱業者に周知している。

また、令和元年度の動物愛護管理法改正により、愛玩目的での飼養・保管の禁止や特定動物の交雑種が新たに許可対象となったことを周知徹底したことで、令和 6 年度末の都内における特定動物の飼養頭数は 712 頭、飼養施設数は 93 施設と減少している。

加えて、毎年、特定動物の飼養・保管許可取得者に対し、文書による飼養状況調査を実施している。

（４）産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応（施策 14）

産業動物の管理に関する相談等に対しては、必要に応じて家畜保健衛生所と連携し、化製場等に関する法律等に基づく施設の管理や動物愛護管理法に基づく動物の取扱いへの対応を実施している。

また、実験動物施設からの相談について、適宜、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」等に基づき対応するとともに、環境省が取りまとめる「実験動物取扱いの実態に関する調査」にも協力している。

4 動物由来感染症・災害時への対応強化

(1) 動物由来感染症への対応強化（施策 15）

狂犬病発生時における防疫体制及び関係部署との連携を迅速に実施するため、国の狂犬病対応ガイドラインに基づき作成した狂犬病発生時対応マニュアルを活用し、関係区市町村と協働した実動訓練や、東京都獣医師会などの関係機関との机上訓練などを実施している。あわせて、野生動物における狂犬病の疫学調査として、国からの通知に基づき、関係局や健康安全研究センターの協力のもと、タヌキやアライグマ等を対象とした調査を実施しており、令和4年度からは実施予定頭数を若干数増やして対応している。

また、飼養動物における動物由来感染症の発生状況を把握するため、東京都獣医師会の協力のもと、指定した都内動物病院に来院する犬又は猫の感染症り患状況の診断結果を把握するとともに、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等を対象としたサンプリング調査を実施している。あわせて、動物取扱業者が販売やふれあい等の展示を行うために管理している動物について、当該事業者の協力のもと病原体保有実体調査を実施し、その結果を還元するとともに、発見された病原体に応じた治療やふれあい後の手洗い等の助言・指導を実施することで、事業者による自主管理を促進している。このほか、令和6年度に新たに作成・配布した動物由来感染症に関するリーフレットにおいて、QRコードから調査結果等を確認できるようにして、動物の取扱いや感染症の正しい知識にアクセスしやすくするなど、普及啓発を充実させている。

加えて、大学提案事業において、東京農工大学と協力し、動物愛護相談センターに収容された犬及び猫の糞便を検体としたウイルス遺伝子の網羅的検索を実施し、結果は東京農工大学が市民公開講座において報告している。このほか、狂犬病予防業務地方ブロック研修や動物由来感染症対策技術研修会などに参加し、職員の感染症対応能力の向上に努めている。

(2) 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化（施策 16）

ペットの災害対策に対する飼い主の意識向上を図るため、デジタルサイネージによる啓発や都庁1階エントランスでのパネル展示のほか、動物病院等の協力を得て、当該動物病院等を利用する犬や猫の飼い主に対して、直接、防災パンフレットを配布している。さらに、動物愛護推進員向けに、座学や机上訓練を組み合わせた災害時動物ボランティア養成研修を実施するとともに、ペット防災をテーマとした大学連携シンポジウムを動物愛護団体や動物関係の専門学校など向けに開催することで、発災時に避難所等で飼養動物の保護等に対応できるボランティアを育成している。

また、避難所設置主体となる区市町村を支援するため、防災計画や災害時動物対

応マニュアル等の作成を支援するほか、動物行政検討会において、各区市町村で共通して活用できる防災リーフレットを作成するとともに、保健医療政策区市町村包括補助事業による支援や動物行政担当者及び防災行政担当者向けにペット防災に関する講習会を実施している。あわせて、災害時動物ボランティア養成研修を修了した動物愛護推進員について情報提供している。

加えて、発災時において関係団体等と連携した動物救護体制を構築していくため、動物救援本部構成団体と通信訓練を実施している。

さらに、発災時における対応力や、他自治体における災害発生時への協力体制を構築するため、動物愛護相談センター職員等に、東京都D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）養成研修を受講させている。

なお、新型コロナウイルスが流行していた際は、動物愛護相談センターにおいて、国の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症患者在飼育するペットの緊急的な一時預かりを実施した。

第3 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方

都は、現行の推進計画における施策展開の方向に沿って着実に取組を実施し、一定の成果を挙げてきたものと評価できる。

一方で、近年の動物愛護管理施策を取り巻く社会状況等の変化を踏まえた対応が求められており、感染症対策などにおいては、人、動物、環境（生態系）の健康を一つとして捉えるワンヘルスの理念が重要となっている。

これまでの取組の成果を基盤としつつ、社会状況等の変化やワンヘルスの理念も踏まえ、推進計画で掲げる「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」に向けて、施策を一層推進していくことが必要である。

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、第一に飼い主が人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するという責務を負い、また、動物をその終生にわたり適正に飼養しなければならないという責任を自覚することが重要である。

飼い主の自覚を促すに当たっては、ワンヘルスの理念も踏まえた適正飼養の更なる啓発と徹底が必要となる。

（1）適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化

飼育するペットが飼えなくなった時の準備をしていない飼い主が半数を超えており、飼い主に対して、終生飼養や万が一に備えた準備等の啓発を強化する必要がある。あわせて、動物に係るボランティア活動への参加や、触れ合いやコミュニケーションを目的としたロボットの活用等、自らペットを飼うこと以外の選択肢を提示するなど、関係機関と連携し、紙媒体を含むあらゆる広報媒体を活用した情報発信の実施が重要である。

また、ペットの迷子対策としても有効であるマイクロチップについて、装着後に飼い主情報の登録や変更登録を適切に実施していない事例があることから、変更登録等が確実に実施されるよう啓発を促進する必要がある。

（2）犬・猫の適正飼養の徹底

犬によるこう傷事故件数は、平成30年度以降一貫して増加しており、令和6年度には令和元年度の約1.7倍となる629件に上っている。さらに、都内の狂犬病予防接種率は低下傾向にあり、今後、狂犬病予防接種の通年接種が可能となる狂犬病予防法施行規則の施行を控え、接種率の一層の低下が懸念される。

犬による危害を防止するためには、区市町村と連携し、人と犬が共に暮らしていく上で必要なルールを学ぶ基本的なしつけの重要性や犬の特徴の理解、必要に応じた専門家の活用など、こう傷事故防止策の実施及び狂犬病予防接種の徹底等につい

て、飼い主に対して周知・啓発していく必要がある。加えて、基本的なしつけや犬の特徴の理解等は、飼い主と犬との信頼関係を深め、双方にとって心豊かな生活の実現につながるものであることについても、理解を促していくことが望まれる。

また、猫について、屋内飼育の推奨や不妊去勢手術の実施、飼育猫の身元表示の徹底（猫の飼養三原則）に関して普及啓発を促進することが重要である。

（３）地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備

令和６年度都政モニターアンケートでは、他人のペットについて何らかの迷惑を感じたことがある人は依然として６割程度存在しており、受けた迷惑として、糞尿の不始末や悪臭、鳴き声、自宅や庭を荒らされるなど、生活環境が損なわれるケースもある。

こういったトラブルの中には、飼い主が独力で解決することが困難となっている事例もあることから、その解決には、身近な地域で相談支援を受けられる体制が整っていることが必要である。

そのため、全区市町村においてペットに関する相談や支援を受けられる体制が着実に整備されるよう、引き続き区市町村に対し、支援を実施していくことが重要である。

（４）多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携

多頭飼育など、不適正な飼養に係る問題は、その背景として経済的困窮や社会的孤立等が複雑に絡みあっている場合があり、動物愛護管理分野のみの対応では根本的な解決が難しく、社会福祉的支援が必要となる事例も多い。

この社会的な問題に対し、区市町村と都の動物愛護管理担当部署間が連携するほか、区市町村においては、生活衛生や福祉、地域保健、警察等、行政を中心とした地域の多分野の関係者が、ケースに応じて連携して取り組むことが重要である。加えて、連携の土壌を作るために各担当部署がそれぞれ関係者であるという認識を共有していくことが必要である。

都においても、飼い主の病気や多頭飼育による引取りは多く、その根本的な解決や迅速な対応を図るためには、福祉部署等との連携事例を蓄積し、関係者に対しての具体的な取組等をまとめた情報の共有を一層促進していく必要がある。

２ 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

都においては、殺処分ゼロを継続しており、致死処分数も低水準を維持している。

引き続き致死処分の更なる減少を目指すためには、引取・収容数を減らす取組と新たな飼い主への譲渡を促進するための取組を、政策推進の両輪として、総合的かつ計

画的に推進していくことが重要である。

（１）動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理

高齢動物や人馴れしていない動物は譲渡が遅れる傾向にある。このため、動物愛護相談センターからの譲渡を一層促進していくためには、引取り又は収容された動物を、新たな飼い主に健康な状態で譲渡できるよう、収容動物に関する治療技術を向上させることが重要である。

さらに、職員の動物へのトレーニング能力を向上させることで、人に馴れない動物や問題行動の見られる動物を、人との生活に適した状態としていくことが重要である。

こうした取組を推進するためには、臨床獣医師やトレーナー等の専門的知見を有する関係者との連携・協力を図りつつ、動物福祉に十分配慮した飼養管理が実践できるよう、動物愛護相談センターにおける飼養管理能力の一層の向上を図っていくことが必要である。

（２）動物の譲渡拡大のための仕組みづくり

譲渡の取組に関する認知度は高いものの、犬の入手先は依然としてペットショップが最多となっている。猫においては、ボランティア団体からの譲渡が最多となっているが、行政機関から譲渡を受けた割合は犬・猫ともに低い状態にある。

このため、「動物譲渡促進月間」において、引き続き重点的な広報等を実施するとともに、大学協働事業などを活用し、大学祭などにおいて、動物愛護相談センター等における譲渡事業などの周知を一層強化していく必要がある。あわせて、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」において、譲渡会情報の提供や、譲渡後も適正な飼養を継続できるよう高齢動物・負傷動物等を含めたペットの飼養に役立つ情報の発信を行うなど、Webを活用した啓発を充実させることも重要である。

また、動物愛護団体等から譲渡を受けた中には、譲渡に適さない動物の譲渡、かみ癖といった問題行動や病気等の譲渡動物に関する情報が十分に提供されない不適切な譲渡があることが東京都動物愛護管理審議会でも報告されている。

こういった譲渡に係るトラブルをなくしていくためには、動物愛護相談センター等における対応事例等を集積し、啓発に活用していくことが重要である。

（３）引取数に関する指標

近年の動物の引取数は低水準を維持している。これは、区市町村やボランティアによる地域における飼い主のいない猫対策の進展のほか、「ワンニャンとうきょう」等による適正飼養に関する情報発信の強化、センターでの引取相談の際に飼い主

がペットを最期まで飼い続けることができるよう丁寧なアドバイスを実施するなど、様々な取組の成果が表れた結果と言える。

一方で、引取数が一過性に増加する傾向も見受けられる。その理由として、高齢者の入院や多頭飼育崩壊等が発生し、飼い主自身で新しい飼い主を探すなど、取り得る方法を検討・実践してもなお、問題の解決が困難であり、やむを得ない理由と認められる事例が発生していることが背景にあると考えられる。このようなやむを得ない引取りは、セーフティネットとしての動物愛護相談センターの必要な機能である。

このため、推進計画に掲げる取組を総合的に進めることで、引取数の更なる減少を図る方向性は維持しつつ、指標としての引取数の取扱いについては、今後検討を重ねていくことが必要である。

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

都内の動物取扱業者は、第一種動物取扱業では保管業、第二種動物取扱業では譲渡し業を中心に、全国最多となっており、依然、増加傾向にもある。これに伴い、苦情受理件数も高止まりしており、都内で開催される爬虫類等の展示即売会などのイベント増加も重なることで、監視件数は令和6年度実績で年間6,000件を超えており、令和2年度の約1.2倍となっている。

事業者による動物の適正な取扱いを一層推進していくためには、東京の地理的特性や対象施設の分布状況等についても十分に考慮し、事業者の増加に応じた監視指導や苦情対応等に的確に対応するための体制を、人員及び運用の面から確保する必要がある。

(1) 動物取扱業への監視強化

動物取扱業については、国において犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準の制定に向けた手続が進められており、これまで以上に多岐にわたる項目について監視指導を実施することが求められている。一方で、監視を行う職員の人数には限りがあることから、タブレット端末や監視時の画像記録等を活用した効果的・効率的な監視指導など、監視体制の整備が必要である。

また、都政モニターアンケートでは、都民が動物取扱業者に望むこととして、半数以上が「飼い主に対して、ペットの飼い方や感染症の予防方法等をきちんと説明する」と回答している。一方で、動物の適正な飼養又は保管に必要な事項や感染症の予防方法などは、動物愛護管理法第21条の4及び同施行規則第8条の2において、販売に際して動物取扱業者があらかじめ説明を行うこととされている。このため、動物取扱業者に対し、販売時の事前説明を含む法令遵守の徹底や新たな規制が制定された際の周知など、効果的な啓発を行う必要がある。

さらに、近年、犬猫以外の多様な動物の展示業が展開される一方、飼養管理の難

しい動物を扱う施設も散見されており、ほぼ毎年、こう傷等の事故が発生している。このような新しい事業形態や、飼養動物の不適切な取扱い、人身事故等が発生した場合などは、新たな規制の遵守状況の確認とあわせて期間や対象を限定した監視指導、特定の業種を対象とした啓発等を検討することが重要である。

4 動物由来感染症・災害時への対応強化

動物由来感染症や災害等、危機管理対応においては、狂犬病予防接種や発災時に備えたペットの防災用品の備蓄等、平時からの準備が重要となる。

このため、ペットの飼い主をはじめとした都民や動物取扱業者等にとって必要となる動物由来感染症予防やペット防災に関する情報の発信を充実させていくことが重要である。

(1) 動物由来感染症への対応強化

近年の交通手段の発展等によるボーダーレス化に伴い、動物由来感染症が海外からもたらされるリスクが高まっている。また、国内でも温暖化により感染症発生地域が拡大しやすくなっている。都内においても、飼養鳥の高病原性鳥インフルエンザや、飼い犬の重症熱性血小板減少症候群(SFTS)の事例が確認されている。

こういった動物由来感染症への対策として、発生状況等の実態把握や調査研究を促進するとともに、その結果やワンヘルスの理念を踏まえた予防のための啓発を徹底していくことが必要である。

(2) 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化

「令和6年能登半島地震における被災動物対応記録集(令和7年9月 環境省)」では、令和6年1月に発生した能登半島地震において、被災自治体や地元獣医師会を中心に、ペットに関しても様々な対応が取られたと報告されている。一方で、避難所における人とペットのすみわけや、ペットの飼い主と動物アレルギーを持つ避難者とのトラブル、普段からケージ飼いに慣れていないペットが多いといった平時のペットのしつけや飼養方法等が課題として報告されており、これを受け、「人とペットの災害対策ガイドライン(平成30年3月 環境省)」が改訂されることとなっている。

都においては、動物病院等を利用する犬・猫の飼い主やイベント会場への来場者に対して普及啓発を実施しているほか、動物愛護推進員や区市町村の動物・防災行政担当者に対して発災時を想定した講習会等を実施している。一方で、飼育実態調査では、ペット同行避難について知らない飼い主が約4割と高水準となっている。加えて、都政モニターアンケートにおいて、都が今後取り組むべきペット対策として、災害時におけるペットと飼い主の支援体制づくりを望む飼い主が平成29年度

調査時の 10.7%から令和6年度調査時には 21.4%まで増加している。

今後、発災時に備えた対策を推進していくためには、ペットを飼っていない人も含めた都民全体に対して、同行避難の意義や日頃の備え等、ペットの防災に関する認知度向上を目指した啓発を一層充実していくとともに、発災時を想定した同行避難訓練を実施する区市町村を支援するなど、避難所運営に係る支援を強化する必要がある。さらに、令和元年度に改訂した「災害時における動物愛護管理対応マニュアル(令和元年度 東京都)」について、国のガイドライン改訂等も参考にアップデートを検討することが重要である。